

男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン
作成検討ワーキング・グループの運営について

令和 5 年 11 月 10 日
座 長 決 定

「計画実行・監視専門調査会運営規則」（令和 3 年 5 月 12 日計画実行・監視専門調査会決定）に準ずるほか、ワーキング・グループの運営について、以下のとおり定める。

- 1 ワーキング・グループは、原則として対面及びオンラインの併用により開催する。
- 2 ワーキング・グループの終了後速やかに、配布資料を公表する。
また、議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。
- 3 必要に応じ、外部有識者や関係機関に出席を求めることができる。